

Weekly Report

第465号
平成30年7月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月以降に成立した改正法等（企業関連）

今月22日に閉会した第196回通常国会において、4月以降に成立した企業に関する主な改正法等は次のとおりです。

◎働き方改革関連法案……*時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定、*月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、35年（2023年）4月から中小企業への猶予措置を廃止、*高度プロフェッショナル制度の創設、など。

◎健康増進法の改正……受動喫煙の防止を図るため、学校や病院、行政機関などは「敷地内禁煙（屋外の喫煙所設置は可）」、事務所や飲食店などは「原則屋内禁煙（喫煙室内での喫煙可）」とする。ただし、既存の飲食店のうち客席面積100㎡以下等の場合は標識の掲示により喫煙可とする経過措置を設ける。

◎不正競争防止法の改正……ID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデ

ータの不正取得・使用等を新たに不正競争行為に位置づけ、差止請求権等の民事上の措置を設ける。

◎工業標準化法の改正……*標準化の対象に新たにデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格（JIS）」を「日本産業規格（JIS）」に変更、*認証を受けずにJISマークの表示をした法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる。

◎特許法の改正……一部の中小企業が対象だった特許料等の軽減措置を、全ての中小企業に拡充。

◎その他……*商法（運送法・海商法）改正、*環太平洋パートナーシップ協定関連法など。

被災地に対して義援金を支払った場合

個人の方が義援金を被災地に設置された災害対策本部に対して支払った場合や、日本赤十字社などを通じて支払った場合（最終的に被災地方団体に拠出されるもの）は、特定寄附金に該当し、「ふるさと納税」として寄附金控除が受けられます（2千円を超える部分の金額が所得税と個人住民税から控除）。

ただし、募金団体を通じた義援金については、ワンストップ特例の適用はないため、控除を受けるためには申告が必要となります。

なお、法人がこれらの義援金を支出した場合は、「国等に対する寄附金」に該当し、全額が損金に算入されます。

国税の申告・納付等の期限延長措置

30年分所得税の予定納税第1期分は、7月31日が納付期限となっています。

ただし、豪雨災害により、岡山、広島、山口、愛媛の一部地域（指定地域）に納税地を有する方は、7月5日以降に到来する申告・納付等の期限が全税目について自動的に延長されることになり、所得税予定納税額の納付や、消費税の中間申告についても期限が延長されます。なお、指定地域外の方でも所轄税務署に個別申請することで、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。